

議案第 1 1 号

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正の概要について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 安全計画の策定等に係る規定の追加

次の事項について、新たに規定します。（第7条の2）

- ア 安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- エ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認の追加

次の事項について、新たに規定します。（第6条、第7条の3）

- ア 利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等による児童等の所在確認を行うこと。
- イ 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（座席が2列以下の自動車等を除く。）を日常的に運行する時は、ブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在確認を行うこと。ただし、居宅訪問型保育事業所を除く。

(3) インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和

家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができるものとします。（第10条）

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除（第13条）

(5) 感染症及び食中毒の予防・まん延防止に必要な措置の明確化

家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）において、職員に対して感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならないことを明確化します。

（第14条第2項）

(6) その他

引用条項を修正します。（附則第4項）

3 施行日

令和5（2023）年4月1日（第13条の改正規定は、公布の日）

4 経過措置

2の（2）イについて、施行の日から令和6（2024）年3月31日までの間は、車内の児童等の所在の見落としを防止する装置の使用が困難な事情がある場合には、装置使用に代わる代替的な措置を講じることとして差し支えないこととします。

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2</u> 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>

等を含めた家庭的保育事業所等での生活
その他の日常生活における安全に関する
指導、職員の研修及び訓練その他家庭的
保育事業所等における安全に関する事項
についての計画（以下この条において
「安全計画」という。）を策定し、当該
安全計画に従い必要な措置を講じなけれ
ばならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、
安全計画について周知するとともに、前
項の研修及び訓練を定期的実施しなけ
ればならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の
安全の確保に関して保護者との連携が図
られるよう、保護者に対し、安全計画に
基づく取組の内容等について周知しなけ
ればならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全
計画の見直しを行い、必要に応じて安全
計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用
乳幼児の事業所外での活動、取組等のた
めの移動その他の利用乳幼児の移動のた
めに自動車を運行するときは、利用乳幼
児の乗車及び降車の際に、点呼その他の
利用乳幼児の所在を確実に把握すること
ができる方法により、利用乳幼児の所在
を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の
送迎を目的とした自動車（運転者席及び
これと並列の座席並びにこれらより一つ
後方に備えられた前向きの座席以外の座
席を有しないものその他利用の態様を勘
案してこれと同程度に利用乳幼児の見落
としのおそれが少ないと認められるもの
を除く。）を日常的に運行するときは、
当該自動車にブザーその他の車内の利用
乳幼児の見落としを防止する装置を備

え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

（衛生管理等）

第14条

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場

合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。